

【第2回】 化学物質の管理の進め方 法改正に伴う実施事項

開催日時: 2023年7月6日(木)
11:00~12:00(1時間)

開催場所: とっとりバイオフィロントニア
鳥取県米子市西町86



とっとりバイオフィロントニア



一般社団法人 鳥取県産業環境協会

〒680-0914 鳥取県鳥取市南安長二丁目85番地

TEL 0857-29-1154 FAX 0857-29-2288

E-mail sangyo-kankyo@tottori-skk.or.jp

労働安全・衛生コンサルタント 米田 明真

2023.7.6 【第2回】 化学物質の管理の進め方 法改正に伴う実施事項:内容

- 1 リスクアセスメント対象物の追加
- 2 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
- 3 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針
- 4 化学物質管理者(選任の義務化)
- 5 保護具着用管理責任者 (選任の義務化)
- 6 雇入れ時等教育の拡充
- 7 衛生委員会の付議事項の追加

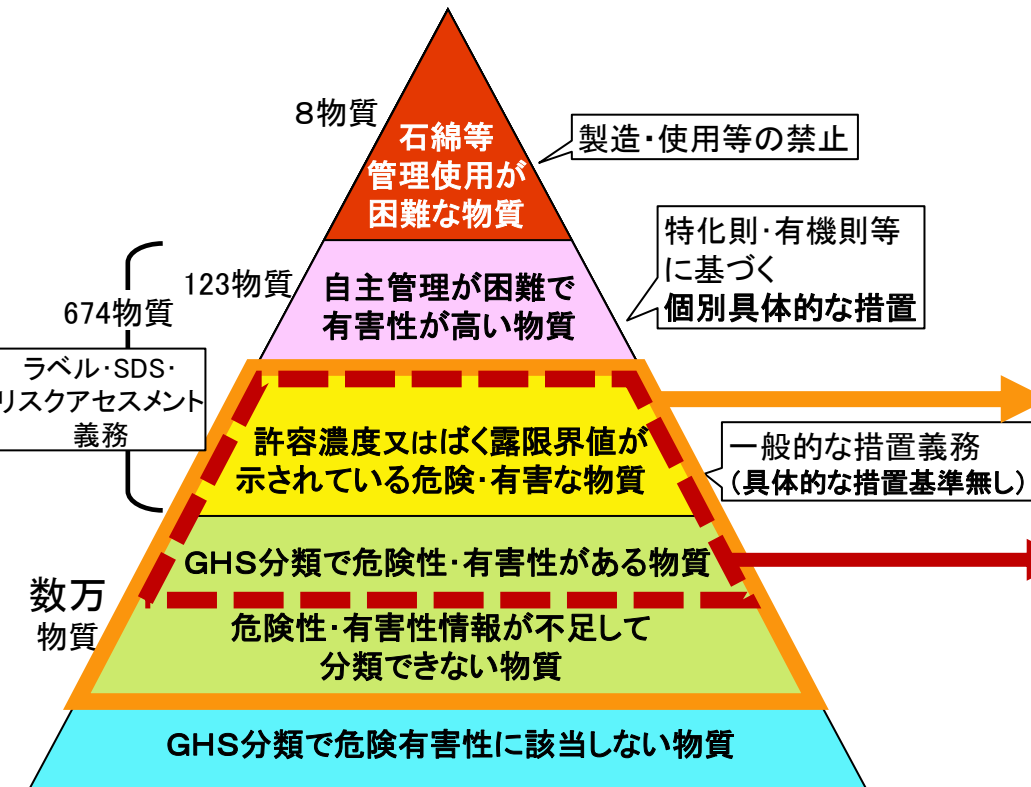


化学物質管理規制の解説

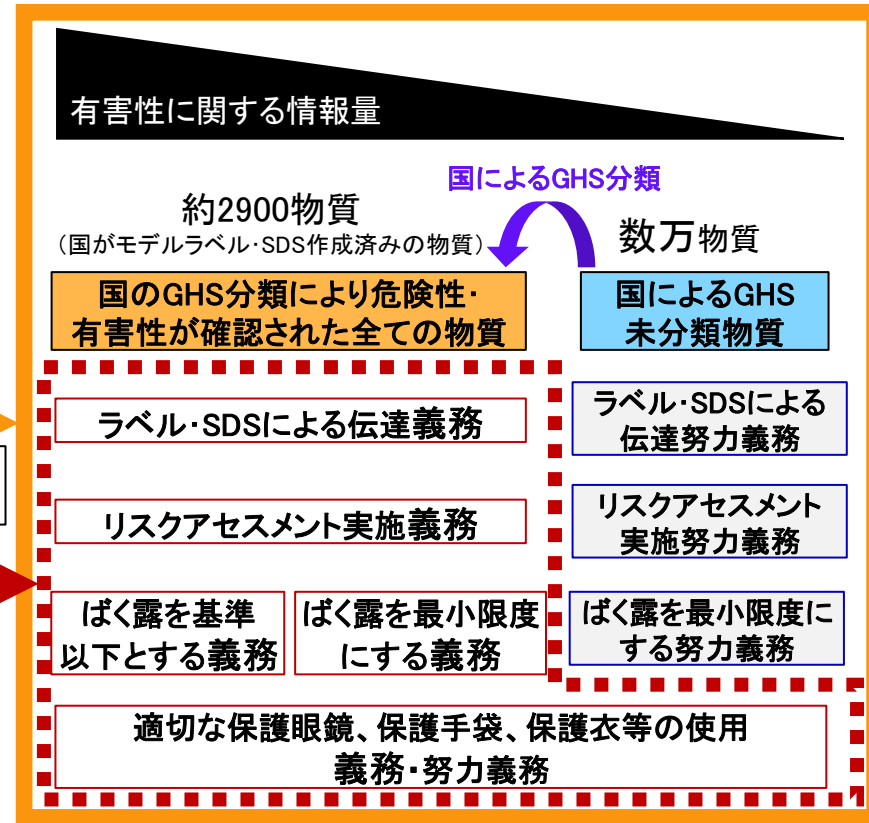
1 リスクアセスメント対象物の追加

リスクアセスメント対象物の追加 個別規制から自律的管理へ

これまでの化学物質規制



見直し後の化学物質規制



リスクアセスメント対象物の追加

リスクアセスメント対象物に係る実施事項

リスクアセスメント対象物に係る実施事項

製造者

ラベル表示

労働安全衛生法
第57条（表示）



販売者

SDS交付

労働安全衛生法
第57条の2
（文書の交付等）



事業者

リスクアセスメント
の実施

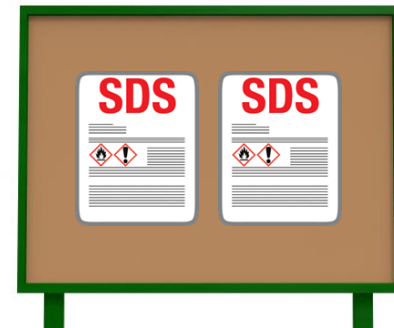
労働安全衛生法
第57条の3
（事業者が行うべき
調査等）



事業者

SDSの周知

労働安全衛生法
第101条
（法令等の周知）

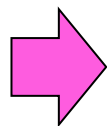


リスクアセスメント対象物の追加 法令の施行

674物質 2022年2月

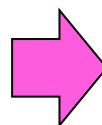
従来の対象物質

234物質
追加



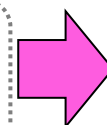
2024年4月1日施行

約700物質
追加



2025年4月1日施行

約850物質
追加



2026年4月1日
施行

以後も危険性・有害性が確認された
物質について拡大される。



最終的に
約2900物質

リスクアセスメント対象物の追加

対象物質の数

約2900物質

濃度基準値(空气中濃度)設定物質
約800物質(厚生労働大臣が定める)

GHS分類で有害性が
確認されている物質

濃度基準値(空气中濃度)の無い物質
約2100物質

約2900物質

約800物質

濃度基準値
設定物質

特別則(特化則、有機則等)で
作業環境測定の対象であり、
「**管理濃度**」が定められている
物質(約100物質)

約2100物質

濃度基準値の
無い物質

リスクアセスメント対象物以外の物質

リスクアセスメント対象物の追加

リスクアセスメント対象物質が生成する場合

施行通達「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」(基発0531第9号R4.5.31)

「例えば、原材料を混合して新たな製品を製造する場合であって、その製品がリスクアセスメント対象物に該当する場合は、当該製品は**リスクアセスメント対象物に含まれる。**」

[例]

ある会社で、原料Aと原料Bの反応により、化合物Cを製造している。

原料A

原料B

反応

化合物C

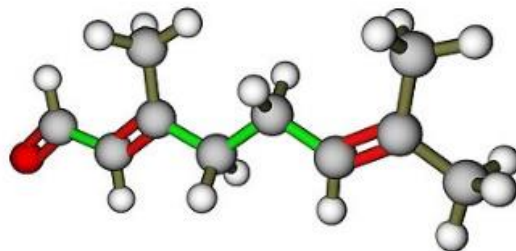
リスクアセスメント
の対象になる



+



⇒



対象外

対象外

化合物C(対象物)を製造

リスクアセスメント対象物質 (2024年3月31日まで)

「労働安全衛生法施行令 別表第9」を検索する。

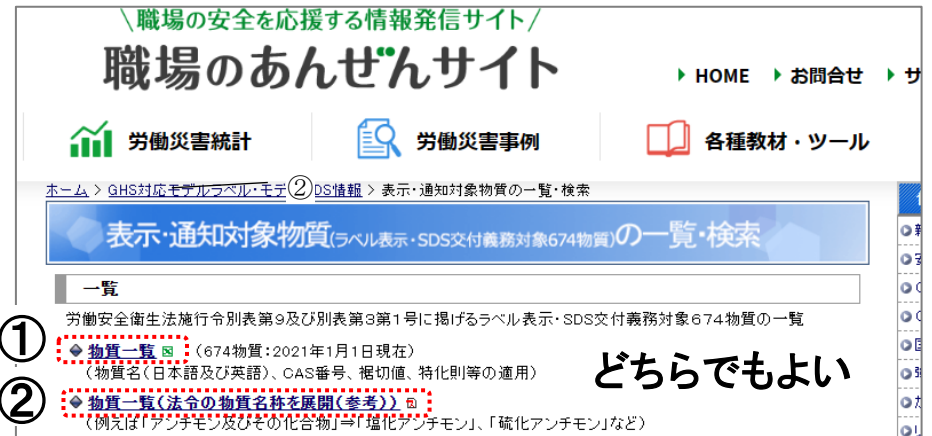
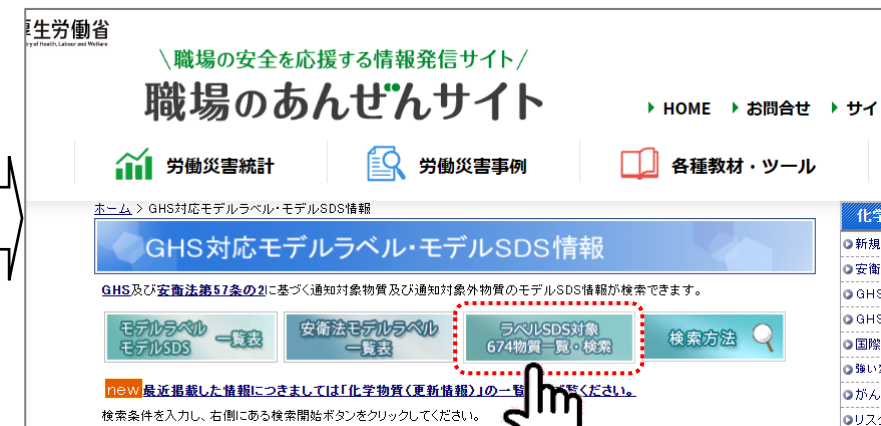
(1) 厚生労働省 「職場のあんぜんサイト」より検索する方法



ホームページ「化学物質」



「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」



どちらでもよい

「ラベルSDS対象 674物質一覧・検索」

① エクセル表で表示

② PDFで表示

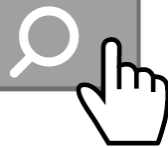
裾切値が記載されている

リスクアセスメント対象物質 (2024年3月31日まで)

(2) 労働安全衛生法施行令 別表第九を検索する方法

「労働安全衛生法施行令」で検索

労働安全衛生法施行令



① 安全衛生情報センター
(中央労働災害防止協会)を開く。



「政令一覧」から「労働安全衛生法施行令」
を開き、下部の「別表第九」を開く。

又は

② 「労働安全衛生法施行令
e-GOV法令検索」を開く



下部の「別表第九」を開く。

いずれも裾切値は記載されていない



CAS番号を利用したリスクアセスメント対象物質の確認

化学物質の中には、労働安全衛生法に記載された名称だけでなく、数種類の別名や、通称を持つものがあります。

化学物質の名称が別名で記載されている場合、リスクアセスメント対象物質に該当するかを判断するには、CAS番号を使用します。

【CAS番号とは】

アメリカ化学会の一部門であるCAS (Chemical Abstracts Service) が物質を識別するために付けた番号

ケミカル アブストラクツ サービス

《特徴》

- ・個々の化学物質に固有の識別番号がある
- ・呼び名が違っていても、番号が同じなら同じ物質
- ・名前が似ていても、番号が違えば違う物質
- ・データベース検索が容易

【CAS番号はSDSのどこに記載されているか】

⇒ 「3. 組成及び成分情報」の中（「化学物質名」の近く）

CAS番号を利用した物質の調査方法の例

労働安全衛生法令で記載される名称・・・

エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル



別名
ブチルセロソルブ
2-ブトキシエタノール
2-ヒドロキシエチルブチルエーテル

CAS番号はひとつ



111-76-2

CAS番号を用いてGHS区分を調べるには(職場のあんぜんサイト)



CAS番号での検索
(半角数字及びハイフン(-)で入力してください)
(例: 79-06-1)

適用法令別の物質検索

111-76-2

入力





化学物質管理規制の解説

2 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化

労働安全衛生規則 第33条の2(名称等の表示)

事業者は、令第17条に規定する物又は令第18条各号に掲げる物を容器に入れ、又は包装して保管するとき(法第57条第一項の規定による表示がされた容器又は包装により保管するときを除く。)は、**当該物の名称及び人体に及ぼす作用**について、当該物の保管に用いる**容器又は包装への表示、文書の交付その他の方法**により、当該物を取り扱う者に、明示しなければならない。

化学物質を事業場内で別容器で保管する際の措置

2023年4月1日施行

譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられる化学物質（ラベル表示対象物）

→事業場内で別容器に保管する際、ラベル表示で内容物、危険・有害性情報を伝達することが義務化される。



ラベル表示が義務付けられる物質

労働安全衛生法第57条で譲渡・提供時のラベル表示が義務付けられる化学物質
(ラベル表示対象物)



[ラベル表示が必要な場合(譲渡・提供時以外)]

- ①ラベル表示対象物を、他の容器に移し替えて保管する場合
 - ②自ら製造した対象物を、容器に入れて保管する場合
- ※実験中にビーカーに小分けし、すぐ使用するなど、一時的な場合を除く。
一定期間「保管する」場合に適用される。

[ラベル表示の内容]

- ・対象物の名称
- ・人体に及ぼす作用

小分けした容器への表示の方法

- ・容器・包装への表示(ラベル)
- ・文書
- ・その他の方法

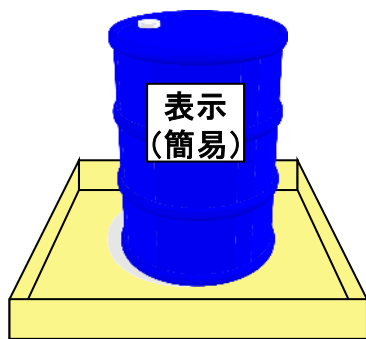
① 容器・包装



② 掲示



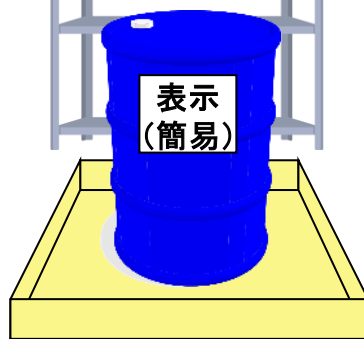
壁



③ 備え付け SDS



棚



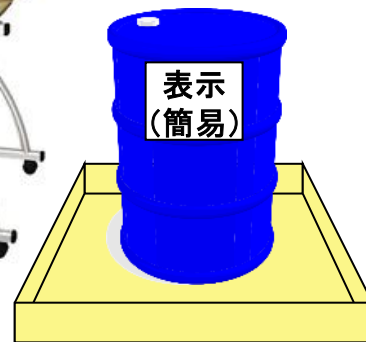
④ 記録媒体を閲覧



CD



パソコン



作成した「掲示用SDS」の例(アクリルアミド)

医薬用外劇物 → 薬品庫へ保管する 施錠すること

アクリルアミド

死亡する可能性がある 飲み込むと**有毒**
 発がん性・精巣に有害 皮心の剥離・神経障害
 皮心の剥離

取扱い上の諸注意 使用する保護具

飲んでも 付いても **毒!!**
 取扱い後は、よく**手を洗う**こと
 実験操作は、**ドラフトチャンバー**を使用する。
 使用する保護具

保管
 ・容器は、**密閉**すること
 ・保存場所は、**冷乾所**
 保管温度 **20~30℃**
 ・**離して保管**するもの!!
酸化剤
 (接触すると発火することがある)

応急処
すぐ先生に連絡する
流水洗浄
火災が
泡
水

死亡災害 災害事例

アクリルアミド 服毒自殺

研究室の劇物飲み大学院生自殺
大阪市立大 (2010.6.23 21:43)

大阪市立大大学院理学研究科に所属していた女子学生(23)が、研究室にあった劇物指定の化学薬品「アクリルアミド」の水溶液を持ち出し、服毒自殺していたことが23日、わかった。大学側が発表した。

水溶液を保管していた**冷蔵庫には鍵がなく**、大阪市大は「管理が不適切だった」と陳謝した。

発表によると、アクリルアミドはタンパク質の質量分析を行うための試薬。女子学生は今月4日、研究室で1瓶300ミリリットルの水溶液を2瓶作り、鍵のない薬品保管用の冷蔵庫に入れた。その後、1瓶を持ち出して20日に市内の下宿先で飲み、自ら119番して救急搬送され、翌日**死亡**した。

厚生労働省通知では、劇物指定の薬物は鍵をかけて保管するよう定められている。研究室では、アクリルアミドの粉末は鍵付きロッカーに保管していたが、試薬の水溶液は冷蔵庫に入れていたという。(msn産経)

取扱い上の諸注意

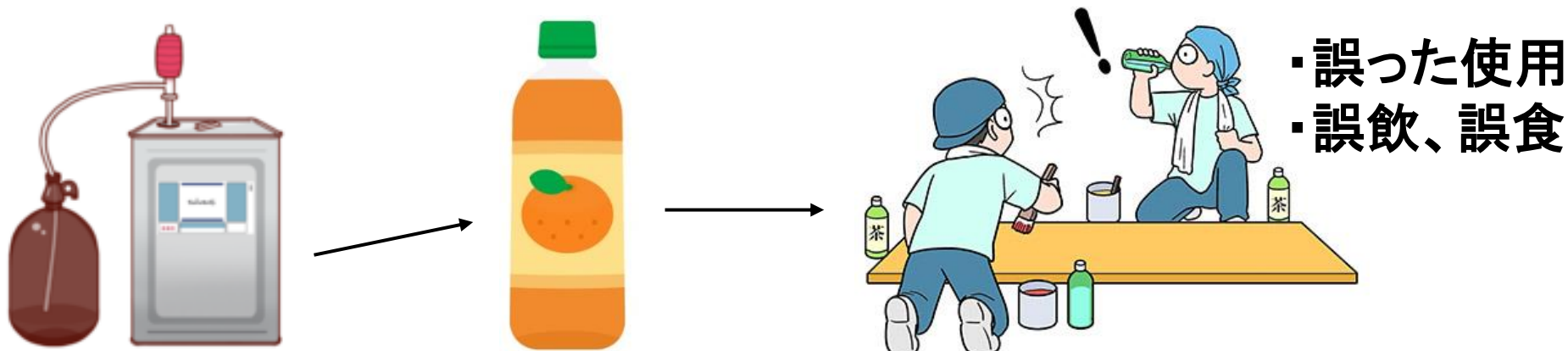
- ・**酸化剤**と激しく反応する。
- ・**高温環境**を避ける。
- ・**急激な加熱**を避ける。
- ・**大量に吸い込むと死亡する。**

危険有害情報

[2000-2001 化学物質の危険・有害便覧]
 編 者:厚生労働省安全衛生部
 発行所:中央労働災害防止協

- ・**酸化剤**に接触すると**発火**の可能性あり。
- ・初期症状は、**眼・皮膚の発赤と痛み**

容器に表示が無い、又は表示と内容物が異なる時 ⇒どんなリスクがあるか

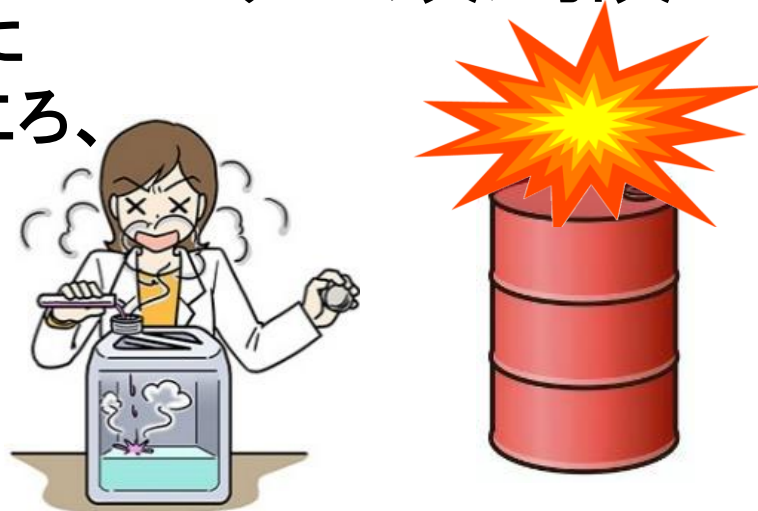


容器の表示と内容物が異なる場合

中身の不明なドラム缶にバーナーの火が引火

廃液タンクに
投棄したところ、
異常な反応

小分けした容器に
表示が無い場合





化学物質管理規制の解説

3 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

5 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 化学物質リスクアセスメントの実施義務と指針

法令

労働安全衛生法第57条の3
労働安全衛生規則第34条の7
労働安全衛生規則第34条の8

指針

具体的な
リスクアセスメントの
手段・方法

(「努力義務」とほぼ同等)

化学物質管理者はリスクアセスメント指針(改正後)に**必ず**目を通し、自社に適したリスクアセスメントの手法を取り入れること。

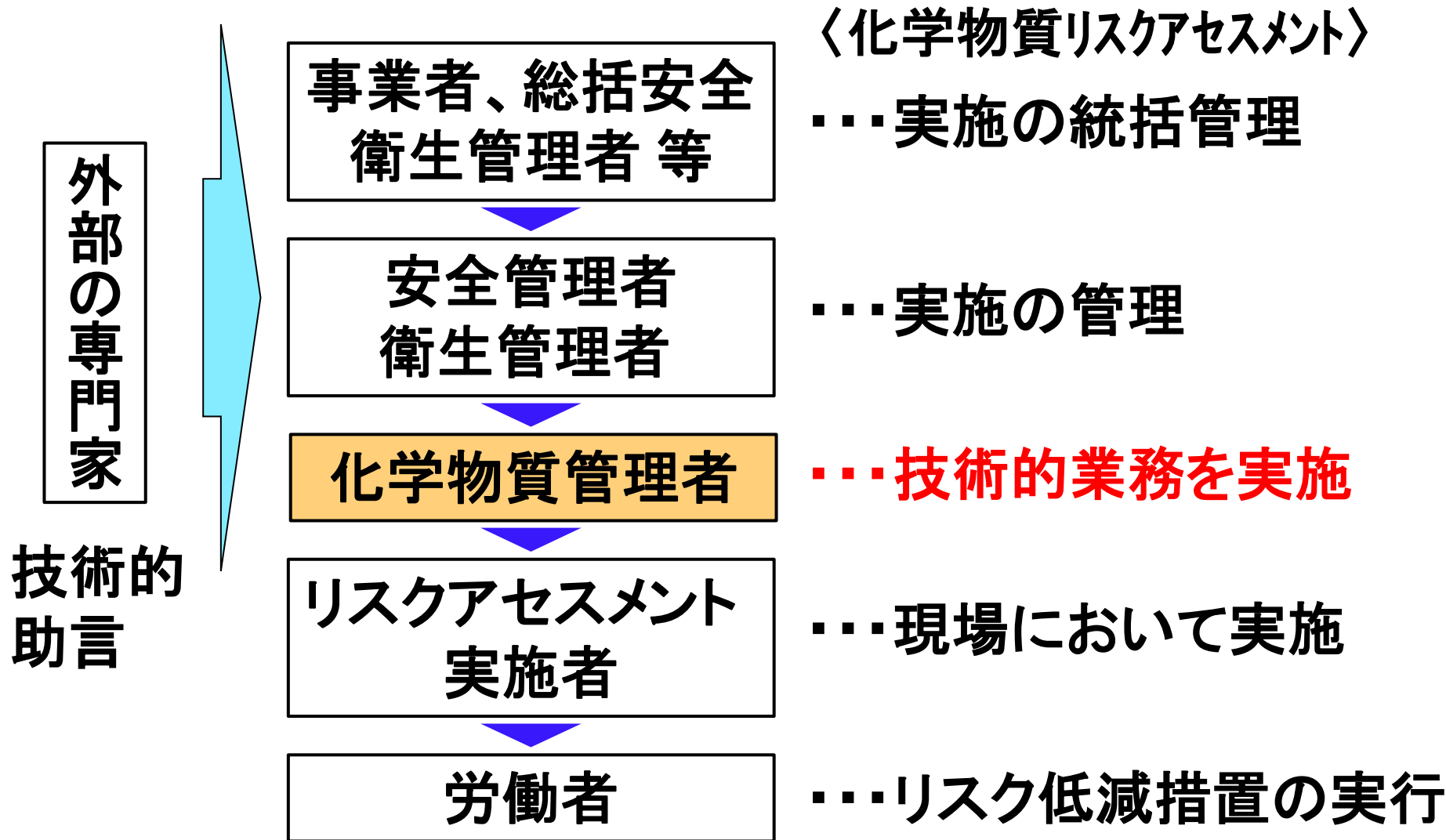
5 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針
化学物質リスクアセスメントの実施体制

職位・立場	役割
事業者、総括安全衛生管理者 その他事業の実施を統括管理する者	・リスクアセスメントを統括管理
安全管理者、衛生管理者	・化学物質リスクアセスメントの実施を管理
化学物質管理者	・総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者等の元で化学物質リスクアセスメントの技術的事項を実施
安全衛生委員会、安全委員会、衛生委員会	・化学物質リスクアセスメントに関する調査審議 ・結果に基づくリスク低減措置の審議 ・労働者との情報共有、労働者の意見聴取
労働者	・リスクアセスメントに参画 ・リスクアセスメント結果に基づく措置を実行
内部の専門的知識を有する人、外部の専門家	・リスクアセスメントに参画 ・リスク低減措置への技術的助言

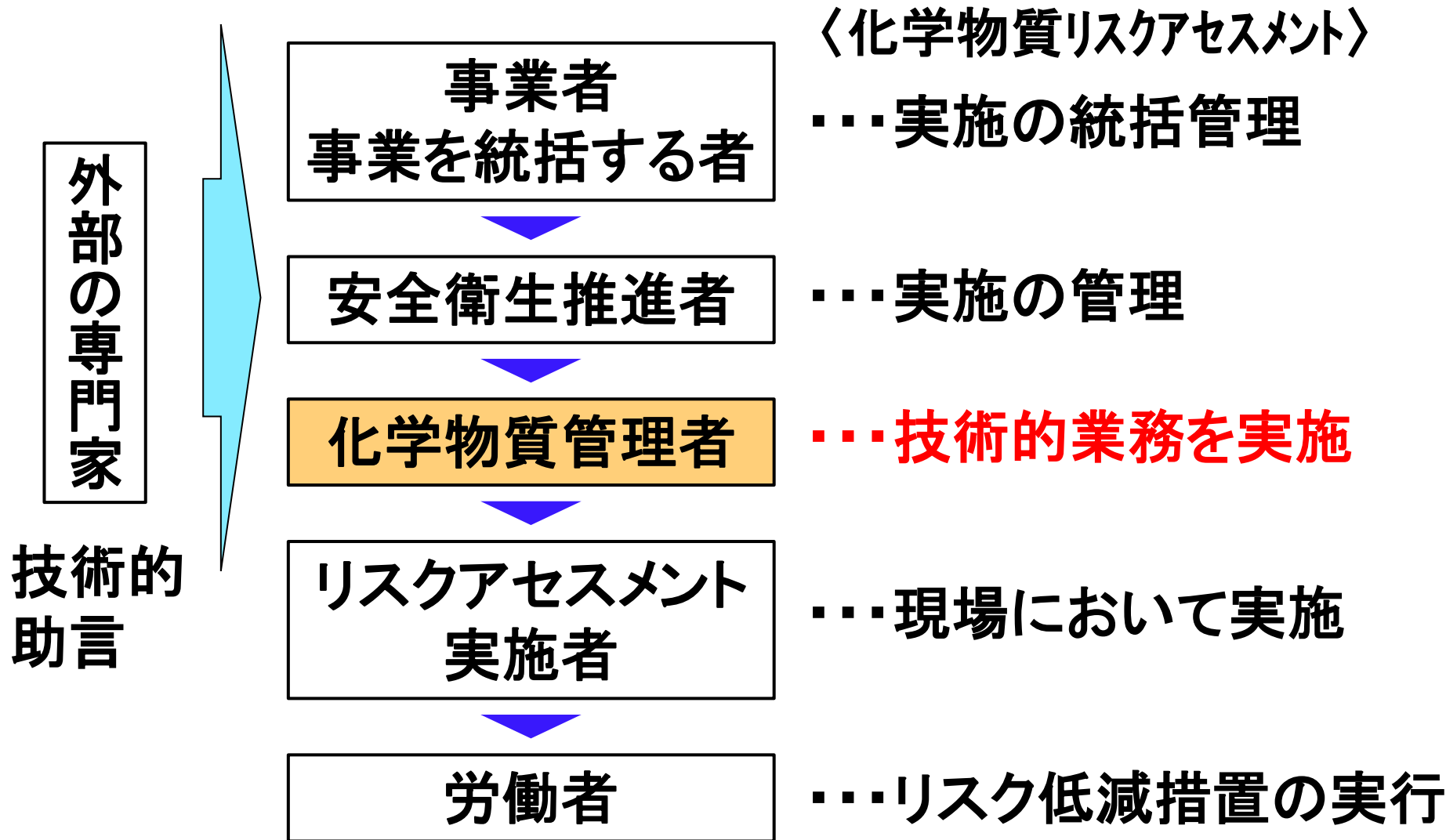
5 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針

化学物質リスクアセスメントの実施体制

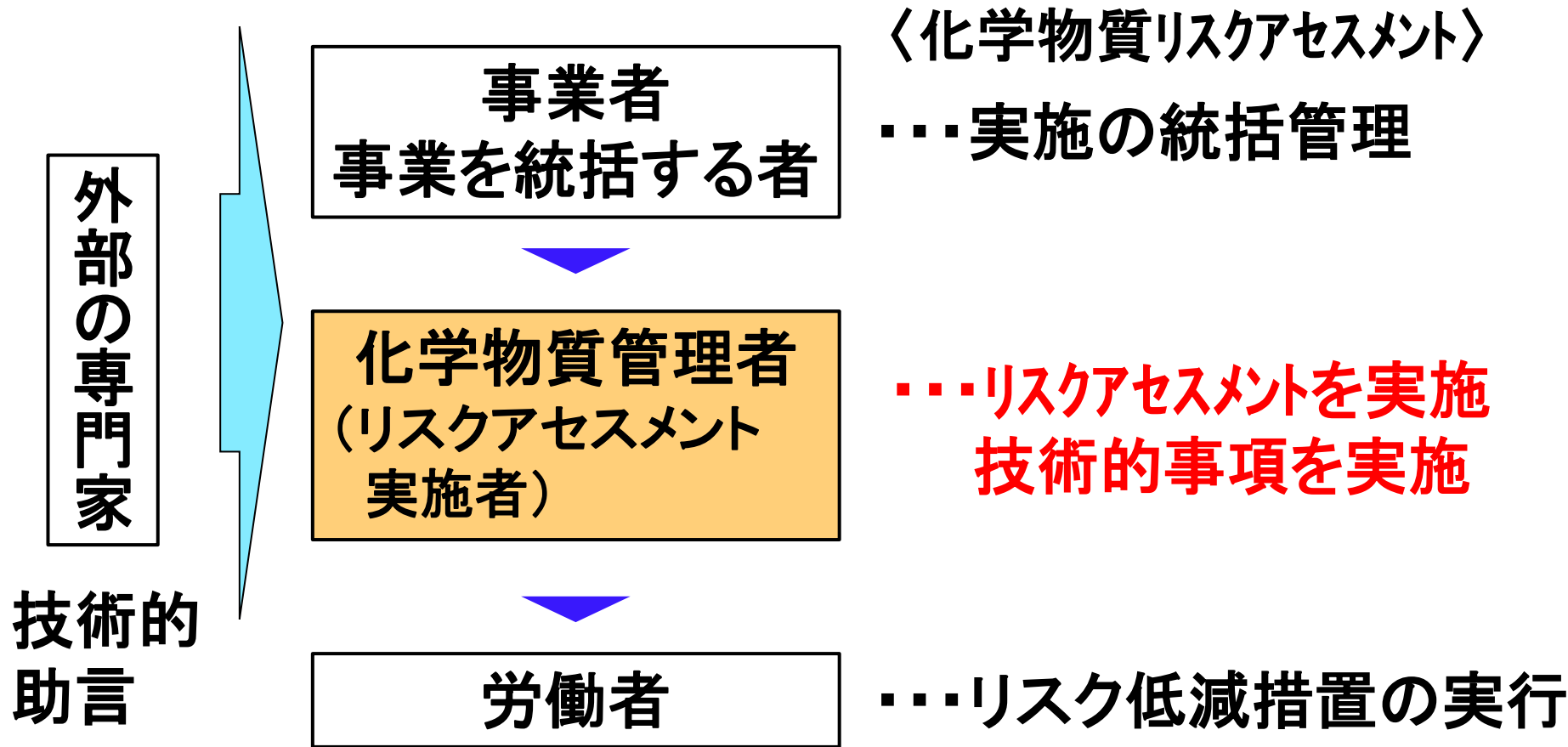
(労働者数50人以上の場合)



5 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 化学物質リスクアセスメントの実施体制 (労働者数10人～49人の場合)



5 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針
化学物質リスクアセスメントの実施体制
(労働者数1人~9人の場合)





化学物質管理規制の解説

4 化学物質管理者（選任の義務化）

2024年4月1日施行

事業者は、**法第57条の3第1項の危険性又は有害性等の調査**（主として一般消費者の生活の用に供される製品に係るものを除く。以下「リスクアセスメント」）をしなければならない令第18条各号に掲げる物及び**法第57条の2第1項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに**、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における次に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならない。
（以下略）

- 1 法第57条第1項の規定による表示、同条第2項の規定による文書及び法第57条の2第1項の規定による通知に関すること。
- 2 リスクアセスメントの実施に関すること。
- 3 第577条の2第1項及び第2項の措置その他法第57条の3第2項の措置の内容及びその実施に関すること。
- 4 リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応に関すること。
- 5 第34条の2の8第1項各号の規定によるリスクアセスメントの結果の記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
- 6 第577条の2第11項の規定による記録の作成及び保存並びにその周知に関すること。
- 7 第1号から第4号までの事項の管理を実施するに当たつての労働者に対する必要な教育に関すること。

- ② 事業者は、リスクアセスメント対象物の**譲渡又は提供を行う事業場**…ごとに、化学物質管理者を選任し、その者に当該事業場における表示等及び教育管理に係る技術的事項を管理させなければならない。(以下略)
- ③ 前二項の規定による化学物質管理者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。
- 1 化学物質管理者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
 - 2 次に掲げる事業場の区分に応じ、それぞれに掲げる者のうちから選任すること。
 - イ リスクアセスメント対象物を製造している事業場
厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者又はこれと同等以上
 - ロ イに掲げる事業場以外の事業場
イに定める者のほか…必要な能力を有すると認められる者

- ④ 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、第1項各号に掲げる事項を**なし得る権限**を与えなければならない。
- ⑤ 事業者は、化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により**関係労働者に周知**させなければならない。

化学物質管理者 化学物質管理者とは

化学物質を取り扱う事業場では、労働者が化学物質の危険性・有害性に関する情報を共有し、作業の実態を把握したうえでリスクアセスメントを実施しなければならない。

化学物質管理者は事業場における化学物質に関する情報及びリスクアセスメントとその結果に基づく措置を**総合的に管理する担当者**。

化学物質管理者 化学物質管理者選任の義務化

2024年4月1日施行

化学物質管理者は、リスクアセスメント対象物を**製造、取扱い、譲渡提供**する、全ての業種・規模の事業場に選任が義務付けられる。(業種・規模要件なし)

[ポイント]

- ・個別の作業現場ごとではなく、工場、店社、営業所等、事業場ごとに選任。
- ・一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は対象外。
- ・事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能。

化学物質管理者 選任の要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の製造事業場については、化学物質管理者講習の修了者から選任

リスクアセスメント対象物の
製造事業場

化学物質管理者講習の
修了者

リスクアセスメント対象物の
製造事業場 以外の事業場

資格要件無し
（「化学物質管理者講習に準
ずる講習」の受講を推奨）

化学物質管理者 化学物質管理者の職務

化学物質管理者の職務・・・
事業場における化学物質管理に係る技術的事項
の管理

※事業者は、化学物質管理者に対し、必要な管理
をなし得る**権限を与え**なければならない。
(労働安全衛生規則 第12条の5)

化学物質管理者

化学物質管理者が管理する技術的事項の具体的内容

- ・化学物質の危険性・有害性の確認
- ・リスクアセスメントの実施管理
- ・ばく露防止対策、必要な記録の保存
- ・労働災害対応
- ・労働者の教育

化学物質管理者



事業場における専門的な
化学物質管理の担当者

化学物質管理者 関係労働者への周知

事業者は、化学物質管理者を選任した時は

- ・当該化学物質管理者に必要な権限を与える
- ・化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい場所に掲示し、関係労働者に周知

化学物質管理者

〇〇 〇〇

2024年4月1日選任

※ 選任届を労働基準監督署に提出する必要は無い。

化学物質管理規制の解説

5 保護具着用管理責任者 (選任の義務化)



防毒マスク



防じんマスク



保護眼鏡



耐薬品手袋



防護衣

保護具着用管理責任者選任の義務化 該当する事業場

2024年4月1日施行

- ・化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させる事業場

又は

- ・作業環境測定結果が**第3管理区分**（有機則、特化則、鉛則、粉じん則）に区分される作業場であって、作業環境管理専門家が「改善困難」と判断した事業場

**保護具の管理全般
作業主任者への指導**

2024年4月1日施行(追加)

第1項 化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、保護具着用管理責任者を選任し、次に掲げる事項を**管理**させなければならない。

- 1 保護具の適正な**選択**に関すること。
- 2 労働者の保護具の適正な**使用**に関すること。
- 3 保護具の**保守管理**に関すること。

第2項 前項の規定による保護具着用管理責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

- 1 保護具着用管理責任者を選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任すること。
- 2 保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者のうちから選任すること。

第3項 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、第1項に掲げる業務を**なし得る権限**を与えなければならない。

第4項 事業者は、保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に**掲示**すること等により**関係労働者に周知**させなければならない。



化学物質管理規制の解説

6 雇入れ時等教育の拡充

雇入れ時教育の拡充

[法改正前]

2023年4月1日施行

雇入れ時の教育を省略
できない業種

- ・林業、建設業
- ・製造業、卸売業、小売業、
機械修理業 等

第1号～第8号全ての教育が
必要

雇入れ時の教育省略可

- ・その他の業種

第5号～第8号の教育のみ必要

[法改正後]
(2023年4月1日～)

全ての業種で
教育を省略
できない

第1号～第8号
全てが必要

労働安全衛生規則第35条(雇入れ時の教育) 第1号
「原材料等の危険性又は有害性、取扱い方法に関すること」

雇入れ時教育の拡充

新入者の雇入れ時教育の中で、自社の化学物質の危険性又は有害性について説明するために、会社は以下の事項を把握しておく必要があります。

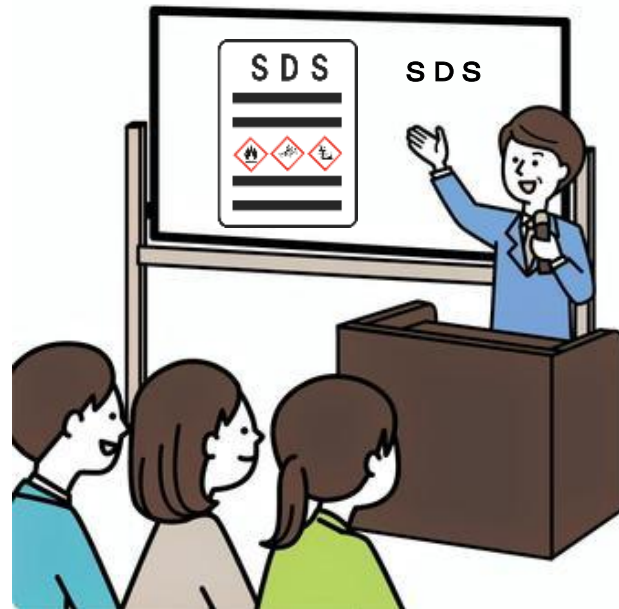
- ①自社で製造又は取り扱う化学物質の種類、量
- ②SDSの要点の整理
- ③リスクアセスメントの実施と措置

上記の事項をまとめたものが、教育の教材となります。



教育内容の例

- ・GHSラベル・絵表示の理解。
- ・SDSに記載された化学物質の危険性・有害性の見方。
- ・会社で使用する化学物質の危険性・有害性の理解と、健康障害を起こさないため実行しなければならないこと。



必ず伝えるべきこと

新入者には、化学物質の取扱いの際に、
「・必ず実行しなければならないこと」と
「・絶対にしてはならないこと」
の両面を簡潔・明瞭に伝えなければならない。





化学物質管理規制の解説

7 衛生委員会の付議事項の追加

労働安全衛生規則 第22条(衛生委員会の付議事項)

2024年4月1日施行(第11号追加)

法第18条第1項第4号の労働者の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項には、次の事項が含まれるものとする。

- 1 衛生に関する規程の作成に関すること。
- 2 法第28条の2第1項又は第57条の3第1項及び第2項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置(衛生に係るものに関すること)
- 3 安全衛生計画(衛生に係る部分)の作成、実施、評価及び改善に関すること。
- 4 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- 5 法第57条の4第1項及び第57条の5第1項の規定により行われる有害性の調査並びにその結果に対する対策に関すること。
- 6 法第65条・・・により行われる作業環境測定の結果及びその結果の評価に基づく対策に関すること。
- 7 定期の健康診断、・・・臨時の健康診断、法第66条の2の自ら受けた健康診断及び他の省令に基づいて行われる医師の診断・処置の結果並びに対策の樹立に関すること。
- 8 労働者の健康の保持増進に必要な措置の実施計画の作成に関すること。
- 9 長時間労働による労働者の健康障害防止を図るための対策に関すること。
- 10 労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策に関すること。
- 11 第577条の2第1項、第2項及び第8項の規定により講ずる措置に関すること並びに同条第3項及び第4項の医師又は歯科医師による健康診断の実施に関すること。
- 12 ...労働局長、労働基準監督署長、労働基準監督官、労働衛生専門官から文書により命令...指導を受けた事項のうち、労働者の健康障害の防止に関すること。

衛生委員会の付議事項の追加

※ 付議・・・会議にかけること

常時50人の労働者を使用する事業場・・・衛生委員会を毎月1回以上開催することが定められています。

[衛生委員会の付議事項に追加される項目]

- ・労働者の化学物質ばく露を**最小限度**にするための措置
- ・**濃度基準値以下**にするための措置
- ・リスクアセスメント対象物健康診断の結果及び結果に基づき講ずる措置

上記の事項については、「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置」のうちの「衛生に係るもの」に合わせても差し支えない。

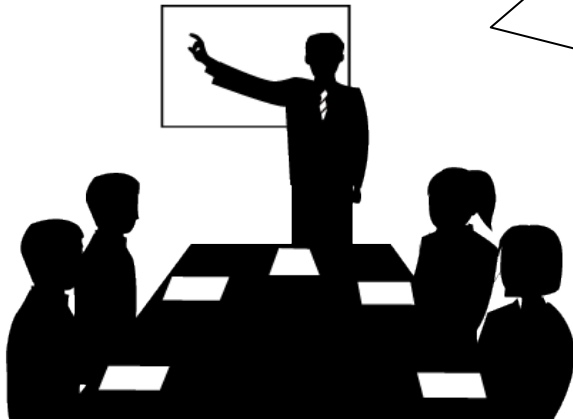
衛生委員会の付議事項の追加項目と施行時期

- ① 労働者が化学物質にばく露される程度を最小限度にするために講ずる措置に関すること。2023年4月1日施行
- ② 濃度基準設定物質について、労働者のばく露の程度を基準値以下にするために講ずる措置に関すること。2024年4月1日施行
- ③ 濃度基準値設定物質を、基準値を超えてばく露した際の健康診断結果及び講ずる措置。2024年4月1日施行
- ④ リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずる健康診断及び講ずる措置。2024年4月1日施行

労働者数50人未満の事業場の場合

労働者数50人未満の事業場も、労働者の意見を聞く機会（関係労働者からの意見聴取）を設けなければならない。

労働者数50人未満の事業場の意見交換会でも、①～④の事項について話し合いを行う。



2023年度に実施したリスクアセスメントについて説明します。

- ・リスクアセスメントの結果
- ・結果に基づくリスク低減措置
- ・対象物の健康診断の結果

何か意見はありませんか

安全衛生意見交換会